

令和8年度【国】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	厚生労働省・財務省・法務省
件名	<p><b>3 地域医療構想及び地域包括ケアシステムの推進に向けた支援</b>  <b>(5) 高齢単身世帯の増加など、身寄りがなく、認知症や病気や障害により判断能力が不十分又は喪失した人への医療等に係る相談支援や医療費支払等の問題解決に向けた取り組みについて</b></p>
<p><b>要望内容（継続）</b></p> <p>高齢単身世帯の増加など、身寄りがなく、認知症や病気又は障害により判断能力が不十分又は喪失した人が増加する中で、医療、特に入院医療において大きな課題となっている。</p> <p>患者の命と暮らしと人権を守り、地域医療構想に即した医療の実現と病院経営の安定等を目指すため、以下のとおり、要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度の創設</li> <li>2 成年後見申し立て中に本人が死亡し、かつ相続人が存在しないことが明らか な場合は、相続財産清算人手続に移行し、速やかな「未払医療費・介護費用等 の支払」を可能にすること</li> <li>3 成年後見制度中に、特定の行為に限定する「成年保護特別代理人制度 (仮称)」を導入し、速やかな選任を可能とすること</li> </ol> <p>要望の趣旨</p> <p>近年、少子化・高齢化や核家族化の進展に伴い、身近に頼れる家族や親族がいない、または家族への連絡が取れず、支援の受けられない、いわゆる「身寄りがいない人」が増加している。県内でも、高齢者単身世帯は増加の傾向にあり、今後も「身寄りがいない人」の増加が見込まれる。</p> <p>厚生労働省は「身寄りがいないこと」を理由に、医療や介護等の現場で、受診やサービスの提供を拒むなど不適切な取り扱いがないよう求めており、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(2019年6月)」や「ガイドラインに基づく事例集(2022年8月)」を発出するほか、2024年6月には関係省庁連名で「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」なども出されている。2024年5月には自民党社会保障制度調査会のプロジェクトチームから「新しい社会保障に向けて(提言)」などが身寄りがいない独居者等を地域で支える新しい「地域共生型セーフティネット・エコシステム」の構築に向けた提言</p>	

が示された。しかしながら、この問題は、現に生じている喫緊の課題であり、高齢化が進む中、早急な対応が必要であるにもかかわらず、改善は進んでいないのが実情である。

医療機関では、地域医療構想の中で入院日数が縛られており、身寄りがなく、判断能力が不十分又は喪失された患者に、法定後見人や任意後見人がいない場合、預貯金等の資産が活用できないため、医療費等の未払いが発生している現状がある。多くの医療機関ではこうした未払い医療費については、医療機関が負担しており、病院経営を圧迫する一因ともなっている。※

現行制度では、認知症の方などにより判断能力に問題の場合は、成年後見人の選任がされていない場合は、市町村長が成年後見の選任申し立てをするが、市町村の状況にもよるが実際には選任までに長い時間を要している。成年後見人制度の周知や選任までの時間短縮等が必要であるが、制度自体の弾力化も望まれる。

また、こうした場合、医療費未払に加え、入院した当事者の意思確認が困難であるため、転院等についての判断が出来ず、結果として、転院や自宅等への帰宅ができないという課題も生じている。

そこで、こうした医療費の未払い、患者本人の転院等の意思決定などの問題を解決するため、未払医療費の補填制度の導入や、成年後見制度の弾力化を図るとともに、限定的な対応が可能な制度を創設し、身寄りがなくても安心して、地域で、医療や介護を受けることができるようになるよう制度(の弾力化)や仕組みの導入を要望する。

【※参考 「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援

(ソーシャルワーク)に関するアンケート」についての報告(第43回神奈川県病院

学会誌 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 佐野会長 2024年9月19日発表)】

令和8年度【県】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	健康医療局・福祉子どもみらい局
件名	2 身寄りのない人で、認知症や病気または障害により判断能力が不十分又は喪失した人が安心して医療や福祉にかかることができるよう、未払い医療費清算のための医療費等対策費（基金）の創設について
<p><b>要望内容（継続）</b></p> <p>地域医療構想及び地域包括ケアを推進し、神奈川県民の誰もが安心して医療・福祉・介護を受けられるようにするためには、身寄りのない人で、認知症や病気または障害により判断能力が不十分又は喪失した人、そして医療機関や介護施設等の双方が、費用面で不利益や不都合が生じないようにすることは喫緊の課題である。そこで、県は当事者にとっても医療機関にとっても費用面での課題を解決するため、県は医療費等対策費として基金を創設すること</p> <p>要望の趣旨</p> <p>厚生労働省は「身寄りがないこと」を理由に医療や福祉の現場で拒むことのないよう、2018年4月に「入院による加療が必要にもかかわらず、身元保証人がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについては医師法第19条第1項の応召義務に抵触する」と通知した。</p> <p>また、2018年8月に「介護施設等において、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とし、都道府県等へ介護保険施設が不適切な取り扱いがないように指導・監督を行うよう通知している。</p> <p>しかし、身寄りがなく、判断能力が不十分又は喪失した人（以下、「対象者」。）において、法定後見人や任意後見人がいないため預貯金等の資産が利用できず、医療機関等においては、未収金となる事例が一定数見受けられ、医療費や施設サービス費の支払いの目途が無い対象者の場合、急性期病院から、回復期・慢性期病院や介護施設への入院・入所が困難になり、患者の状態にあった医療・ケアを受ける権利や、急性期病院の機能役割が阻害される原因になっている。</p> <p>また、2024年4月に神奈川県ソーシャルワーカー協会と共同で実施した「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援（ソーシャルワーク）に関するアンケート」では、2023年の1年間で入院費未払いのあった病院が半数を超えた。この未払の費用は実際に各病院が負担をしている状況であり、病院経営圧迫の一因ともなっている。※</p>	

これらのことから、対象者が医療機関等への支払い等について不安を抱くことがない制度、また医療機関等においても未収金などの課題が生じない制度の創設が必要である。

そこで、神奈川県は、当分の間、医療費等の支払いに課題がある対象者に係る医療・介護等に関して発生した損失医療費等について補助する基金を創設すること。

具体的には、医療機関・介護施設等は、対象者について、後見人等の申請手続きを各自治体と協力し合いながら行い、同時に神奈川県に補填の申請を行うこととし、後見人等は、神奈川県が補填した費用について、対象者の預貯金等から神奈川県に返済に務めることを担うような制度の実施をすること。

こうした対象者は、今後も大幅な増加が見込まれる。身寄りがなくても高齢者等が安心して地域で暮らすことが出来るようにするためには、喫緊の課題と捉えて対応されるよう要望する。

【※参考「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援(ソーシャルワーク)に関するアンケート」についての報告(第43回神奈川県病院学会誌  
神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 佐野会長 2024年9月19日発表)

『令和6年神奈川県議会第3回定例会(前半)本会議一般質問(知事答弁)田中信次議員(自民党、横浜市泉区)令和6年9月20日(金)「身寄りがなく、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用について」』】